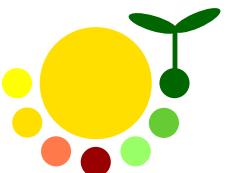


食と緑の基本計画

2015



西三河地域推進プラン



西三河農林水産事務所

I プランの性格

愛知県は、「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」(平成16年愛知県条例第3号)に基づき、その理念を実現するための基本計画として、平成23年5月に「食と緑の基本計画2015」(以下「基本計画」という。)を策定、公表しました。

この計画の目指す姿の実現に向け、この地域の特色と実情を踏まえた重点的な取組目標の設定と、この達成のための実践計画として西三河地域推進プラン(以下「プラン」という。)を策定しました。

プランの目標年度 2015年度(平成27年度)

II 地域の特徴と課題

この地域は7市1町、総面積80,600ヘクタールあり、このうち農地は16,700ヘクタール(21%)、森林は28,300ヘクタール(35%)です。気候は温暖で、交通の便にも恵まれ、農業の盛んな地域です。

しかし、宅地や企業用地、道路等に、この5年間で、農地は水田を中心に527ヘクタール、森林は122ヘクタール転用され、都市化が進展するとともに、耕作放棄地が農用地区域内には、213ヘクタールあります。

また、単身者、夫婦2人世帯等の増加等により、この5年間で、人口は約5%、世帯数も約11%それぞれ増え、約109万人、41万世帯になっています。

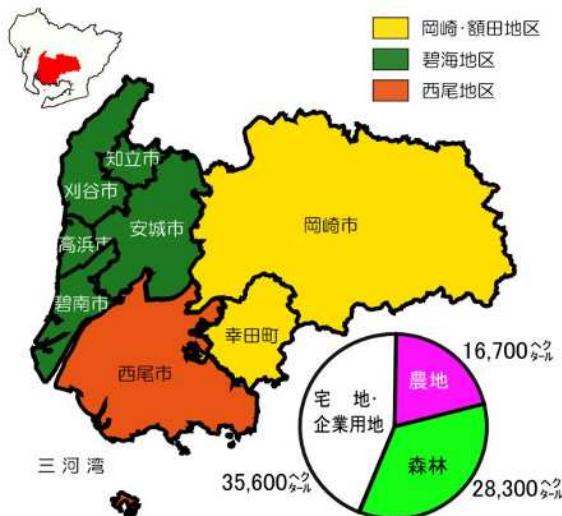


図1 西三河地域の土地利用の現状

1 安全で良質な食料等の生産・供給の確保

農業分野をみると、矢作川を水源とする農業用水に恵まれ、また、農地のうち、水田81%、畑76%のほ場が整備され、生産性の高い農業が営まれています。

水田では、大規模経営による水稻、県内の7割の麦・大豆が、畑では、冬春作のきゅうりやいちご、周年作のカーネーション、観葉植物等の施設園芸作物が生産されるとともに、養鶏、乳用牛等の畜産も盛んです。

また、農業の基幹経営体は472人、女性起業者は23人ですが、農業者の高齢化や恒常的な減少の中で、今後、多様な担い手を育成し、農産物を効率的、安定的に生産する必要があります。

次に、林業分野をみると、民有林27,900ヘクタールの約半分をスギやヒノキ等の人工林が占め、樹齢50年以上の高齢林は約5割となっていますが、木材価格の低迷や從事者の減少等により、枝打ちや間伐等が不十分なところもあります。

今後、生産性の向上や優良材の生産に向け、大型機械の利用や事業者の活動組織の育成・強化が必要です。

また、水産業分野をみると、全国屈指のうなぎ養殖を始め、10漁港を拠点に、三河湾の浅瀬を生かし、のり養殖やあさりの採貝、しらす・かれい等の船びき網や底びき網漁が盛んです。

引き続き、水産物の安定供給の取組を進めいく必要があります。

農林水産業の総生産額*(平成19年は、384億円(県全体:1953億円)で、うち、農業は297億円(同1,782億円)、林業2億円(同21億円)、水産業84億円(182億円)です。

デフレ経済下での低価格競争、原油・生産資材の高騰等により、この5年間で、農業46億円、林業3億円が減少したものの、水産業は11億円増えました。

安全性や鮮度など、消費者の満足度のさらに高い产品の安定した生産・供給が必要です。

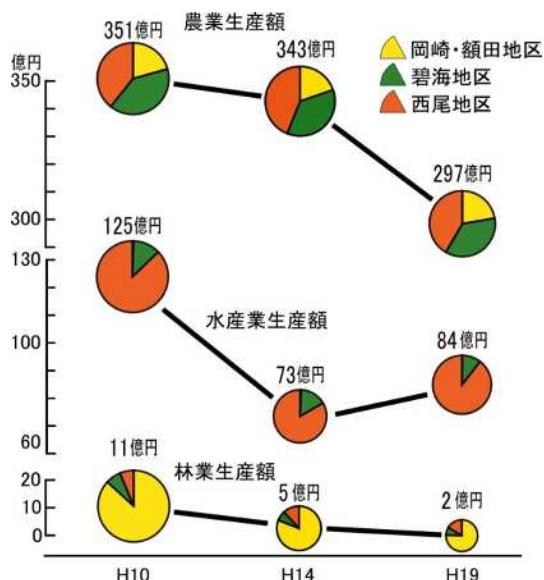


図2 農林水産業生産額の推移

2 食料等の適切な消費・利用の促進

収穫の喜びや食の大切さ、食文化の伝承をねらいとして、小学校(134校)の78%が農林水産業の体験学習に取組んでいます。

このほか、いいともあいち推進店(142店)や、いいともあいちのロゴ付き商品(16社79アイテム)は増えており、また、地域の産地直売施設を892万人が利用しています。

今後、これまでの取組をさらに進めるほか、商工業者等と連携し、顧客、価値、経営資源の3要素を生かした新たな事業活動を展開する必要があります。



図3 農林漁業体験学習の実施校数の割合

3 緑と水に恵まれた安全・良好な生活環境の確保

農地の保全や水路の補修等により災害防止や景観維持、生物多様性の保全等に向け、116の地域組織が活動しています。

また、水源のかん養や土砂の流出防止等を図るため、保安林の指定や治山ダムの整備等を進めています。

この他、環境に及ぼす農林水産業の負荷を軽減するため、農薬や化学肥料を減らす栽培方法や使用済みプラスチックの回収と適正な処理を推進しています。

今後、これまでの取組をさらに進めるほか、施設園芸栽培からのCO₂排出削減の取組も必要です。

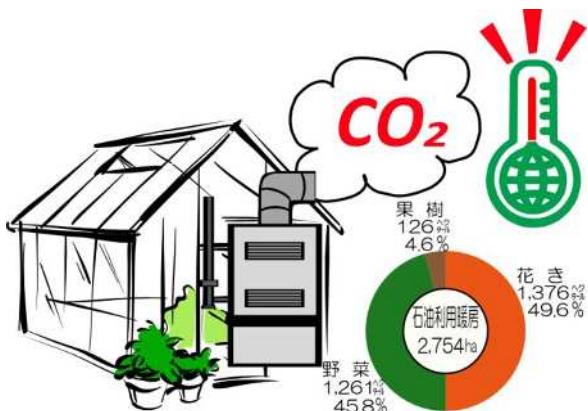


図4 石油暖房機利用の温室・ハウス面積

* 総生産額とは、生産物の数量に農家の庭先価格を乗じた額(産出額)から原材料や燃料等の非耐久財(中間投入)の額を控除した額

III 施策と基本目標の実現への重点的取組

1 安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保

(1) “活かす” あいちの農林水産業

ア 「生産者と消費者の思いを伝える

農林水産業」の推進

需要を起点とする農林水産物の生産から流通・加工・販売等まで取組を広げ、消費者満足度の高い農林水産物の供給を通じて、生産者の所得向上を図ります。

目標

生産者と消費者の思いを伝える
農林水産業のモデルを5事例育成

- ① 農林水産業の6次産業化や農商工連携等に向け、食品産業界の動向や企業活動の情報等の収集・提供
- ② 生産者と需要者とをコーディネートする人材のデータバンク整備と紹介
- ③ 消費者満足度を高める農産物の栽培・加工技術の開発と普及
- ④ 農林水産業者の起業意識の啓発や商品開発等の活動支援

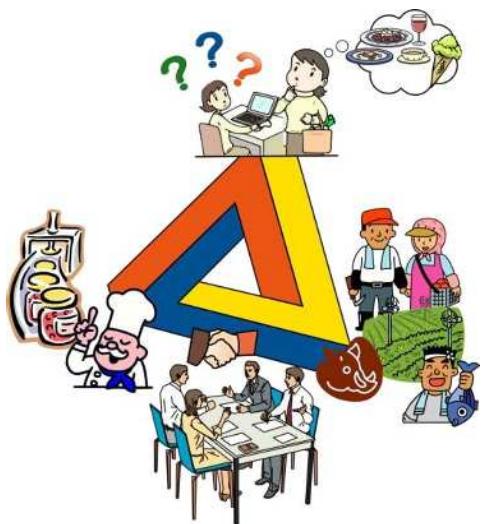


図5 生産者と需要者とのコーディネート

(2) 意欲ある人が伸びる農業の実現

ア 多様な担い手の育成・確保

地域農業を支える基幹経営体や若者、定年帰農者等の多様な担い手の育成・確保に取り組みます。

また、企業やNPO法人等の新しい農業の担い手も支援します。

目標

新たに64の基幹経営体の育成
(現況 472経営体)

- ① 産地戦略の見直しや生産組織の再編等による産地強化の支援
- ② 技術の習得状況や経営診断等を基に各種助成制度も組合せた個別指導の実施
- ③ 農業大学校や就農支援機関等との連携による就農相談活動や農業講座等の実施・支援
- ④ 農業への参入希望企業やNPO等に農地の借入調整の活動



図6 地域農業を支える農業者等の育成

イ 農業生産基盤の整備と優良農地の保全
食料の生産基盤としての農地の利用確保や保全等の観点から、耕作放棄地の発生防止と再生に努めます。
また、農業の生産性や農産物の品質を高める農地や農業用施設の整備を進めます。

目 標

農用地区域を中心に
耕作放棄地を86ha再生

- ① 市町村段階における耕作放棄地解消活動組織の設置指導
- ② 解消活動組織による耕作放棄地の解消・再生プログラムの策定と実施支援
- ③ 基盤整備済み農地を最重点に、所有者による再生利用や周辺農家、担い手へのあっせん活動の支援
- ④ 耕作放棄地の再生利用に適応した作物の選定と栽培技術の指導



図 7 耕作放棄地再生プログラムの実践

目 標

生産性向上のため
新たに農地 150ha の再整備

- ① 農地の所有者による整備方法の検討会の開催・支援
- ② 水稻や麦・大豆の生産性向上や経営規模の拡大等につながる水田の大区画化の整備
- ③ 水稻や麦・大豆、畑作物の品質向上につながる農業用水のパイプライン化や農業用の用排水路の整備

目 標

維持管理の軽減のための
農業水利施設 1,370ha の更新

- ① 地域住民による農業用の用排水路の維持管理活動の支援
- ② 農業用の用排水路を効率的に管理するための整備
- ③ 農業用の用排水路施設の長寿命化のための整備



図 8 大区画化による大型機械の高効率化

(3) 持続可能な林業の実現

- ア 担い手の育成・確保と林業事業体の強化
新規林業就業者の確保や林業の担い手となる中核森林組合を育成するため、事業量の増大とコスト削減等による森林組合の財務・経営基盤の強化を図ります。

目標

中核森林組合を新たに1組合創出

- ① 森林所有者への間伐の促進や森林の面的集約等の森林組合の活動支援
- ② 高性能林業機械による低コスト生産や間伐材の利用促進等の事業運営の指導
- ③ 市と連携し、組合の執行体制の強化と活動の活性化の指導
- ④ 就業支援機関等との連携による就業相談活動の実施



図9 新たな漁業者の育成活動

(4) 良質な水産物の供給力の強化

- ア 担い手の育成・確保
効率的かつ安定的な漁業経営を営む経営体を育成・確保し、資源状況に見合った持続可能な生産構造を確立し、日本一の食文化の宝庫を目指します。

目標

新規漁業就業者を5年間で70人確保

- ① 新規就業に関する相談、一般県民を対象とした漁業体験研修の実施
- ② 後継者のための制度資金活用や中学生を対象とした少年水産教室の支援

イ 漁業生産基盤の整備

漁村や港湾の安全性、荷役作業の効率性等を高めたり、水産資源の保護・育成の場である漁場環境を改善するなどの各種整備を進めます。

目標

漁港3か所を再整備

- ① 泊地の増設に合わせ、津波等から漁港を守る防波堤や護岸の整備
- ② 港湾施設の長寿命化のための護岸改修工事等の実施

2 県産農林水産物の適切な消費と利用の促進

(5) 食品の安全・安心の確保

- ア 生産・加工・流通段階における取組の推進
消費者や食品事業者等に安全で安心な農産物を供給するため、生産、流通の各段階で安全管理等の取組を高めます。

目標

農産物環境安全推進マニュアル等のGAP手法の導入数を5組織・法人等増加(現況 30組織・法人等)

- ① GAP手法の導入に関する研修会・説明会の開催
- ② 組織・法人等の設備や作業手順等に応じた農作業チェックシート作成の支援
- ③ より効果的・効率的なチェックシートへの改善とその実践の指導
- ④ 農薬の適正使用を確保するため使用者への立入検査・指導の実施



図 10 安全で安心な農産物の供給

- (1) 食や農林水産業に対する県民の理解と活動の促進

ア 子どもの頃から身近に農林漁業を体験できる環境づくり
農林水産業者や関係団体、小学校等と連携し、小学生に食の大切さや農林水産業の魅力を伝える取組をさらに高めます。

目標

農林漁業体験の実施小学校数の割合を10ポイント引上げ(現況 78%)

- ① 市町教育委員会や地域の農林水産業者、食育推進ボランティア等との連携体制の整備
- ② 体験学習のモデルプログラムの作成
- ③ 食育推進ボランティアや農林水産業の関連団体に関する情報提供やモデルプログラムの小学校への提案活動



図 11 農作業体験学習と理科の観察学習との組合せプログラム

- (2) 県産農林水産物の消費と利用の促進
 ア 「いいともあいち運動」等による
 県産農林水産物の消費拡大
 学校給食を通じて、子どもが地域の自然や
 環境、食文化のほか、生産者や生産過程等
 の理解を深め、食べ物への感謝の気持ちを
 育む取組を進めます。

目標

学校給食で地域農産物の活用割合を
 5ポイント引上げ(現況 45.0%)

- ① 6月の「愛知を食べる学校給食の日」の月間をさらに年2回増やすための市町教育委員会や関係団体等との連携強化と活動の展開
- ② 地域の農林水産物を積極的に用いた学校給食の場を活用し、愛知の食材や郷土料理・伝統料理のよさの理解促進の活動

「愛知を食べる学校給食の日」の推進月間 3回



図 12 教育委員会・栄養士・JAとの連携強化

3 自然災害から守られ、緑と水に恵まれた生活環境の確保

- (1) 森林等が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮
 ア 多面的機能を発揮させる森林・農地・漁場の保全
 森林等の持つ水源のかん養や土砂災害の防止等の多面的機能を十分に発揮させるため、森林等の適切な保全に計画的に取り組みます。

目標

間伐の実施により多面的機能を発揮させる森林面積を3,575ha拡大

- ① 森林所有者や市町等に間伐支援施策の周知と活用の推進
- ② 水源のかん養、土砂の流出防止等の期待できる森林を保安林に指定する等の取組
- ③ あいち森と緑づくり事業により、奥地や公道沿いの作業性の悪い人工林の間伐の実施

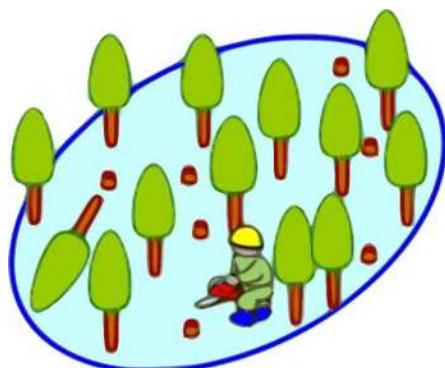


図 13 間伐による多面的機能の発揮

イ 多面的機能の恩恵を実感できる社会の形成

生物多様性の保全等に森林や農地・海等の持つ多面的機能に関する県民の理解を深め、その恩恵を実感できるよう、県民と協働・連携して多面的機能の維持・向上に取り組みます。

目標

県民との協働・連携による生物多様性の保全活動の取組組織を新たに3組織増加
(現況 17組織)

- ① 農業用の用排水施設を生かした生物多様性保全のための地域住民活動の支援と啓発
- ② 干潟・藻場の保全の地域住民の活動支援と啓発活動
- ③ 地域住民への里山保全活動の啓発と支援

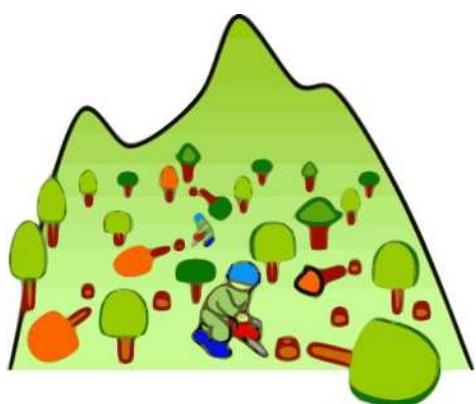


図 14 里山保全活動による多面的機能の向上

(2) 災害に強く安全で快適な生活環境の確保と農山漁村の活性化

ア 安全な生活環境の確保

農山漁村の生活環境の安全確保にもつながる農林水産業の基盤を守る取組を着実に実施します。

目標

洪水や地震等のリスクから守られる住宅 7,000 戸を確保

- ① 土地改良関係のイベントや住民説明会・工事見学会等での啓発活動
- ② 関係市町と協力し、ため池の耐震性調査の実施
- ③ 地震や豪雨等から生活環境を守るためにため池や排水機場の整備

目標

治山施設の整備により山地災害に対する防災機能の高める面積を 200 焘扩大

- ① 荒廃地の復旧工事や災害の未然防止のための施設整備の実施
- ② 保安林の持つ機能の維持、向上のための森林施業の実施



図 15 土地改良施設のもたらす生活の安全

イ 農山漁村の活性化

農山漁村特有の魅力の発信やグリーン・ツーリズム、ベイ・ツーリズムの推進等による、都市と農山漁村との交流促進を通じて、地域を活性化させます。

目標

産地直売所等の交流施設の利用者数を81万人増加(現況 892万人/年)

- ① 地域の新たな資源の発掘や、食と文化、観光資源等を組合せた取組等の支援
- ② 都市住民への農山漁村の伝統文化や豊かな自然の魅力等の情報の発信や、グリーン・ツーリズム、ベイ・ツーリズム等の働きかけの強化
- ③ 駆除したイノシシやシカの精肉加工や皮革等の特產品化の取組の支援
- ④ ふるさと・水と土指導員を始め地域の様々な指導者の育成とその活動の支援



図 16 農山漁村からの情報発信・都市との交流

(3) 環境への配慮と資源の再生・循環利用を図る取組の強化

ア CO₂の排出量削減と貯蔵の推進

農業の生産活動で用いる燃料や発電から排出されるCO₂を削減し、地球温暖化問題の解消に貢献します。

目標

農業分野におけるCO₂排出量の2,900 t削減

- ① 施設園芸における石油暖房からヒートポンプ、白熱電球からLED電球等への転換推進のための啓発活動
- ② 出荷団体による転換促進のための研究活動等の支援
- ③ 装置や機器の特性を生かす栽培技術の確立と、転換のための普及指導の実施

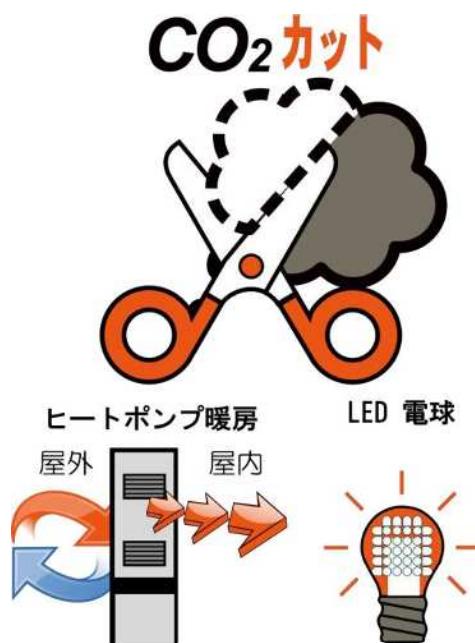


図 17 CO₂排出抑制機器への転換促進

IV プランを達成するための推進体制

1 プランの推進

県は、県民、生産者などと役割を分担し、協働しながら、また市町との連携を図りつつ、地域の特色を伸ばし、実情に応じた施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 地域の推進体制

施策を推進するため、地域の県の機関と市町、農林水産業・商工関係団体、消費者等を構成員とする「食と緑の基本計画西三河地域推進会議」を設置します。

(2) NPOとの協働活動

県は、食と農の協働ロードマップ(平成22年4月策定)に基づき、NPOと積極的に連携・協働しながら、施策の取組活動をします。

(3) 市町との連携、協力

施策を効果的、効率的に推進するため、県は、市町と密接に連携・協力して取組を進めます。

2 プランの進行管理

県は、基本計画を的確に推進するため、毎年度、推進項目ごとの具体的な施策や事務・事業の取組状況等をレポートとして作成し、これらの進行管理を行います。

3 プランの周知

このプランの目標達成のためには、県民一人ひとりの取組が不可欠なため、県は、様々な機会を通じて、プランの周知に努めます。



西三河農林水産事務所 岡崎市明大寺本町1-4
URL : <http://www.pref.aichi.jp/nourin-nishimikawa/>
電子メール : nishimikawa-nourin@pref.aichi.lg.jp

0564-23-1211
(代表)

総務課
農政課
水産課
建設課
用水管理課
林務課



農業改良普及課

安城市池浦町境目1

0566-76-2400

岡崎駐在室

岡崎市美合町並松1-2

0564-53-1552

西尾駐在室

西尾市寄住町下田13

0563-57-4154

幡豆農地整備出張所

西尾市寄住町下田13

0563-56-2191



農業大学校

岡崎市美合町並松1-2

0564-51-1601



農業総合試験場

安城市池浦町境目1

0566-76-2141

作物研究部水田利用

岡崎市地蔵野1-306

0564-51-5183



中央家畜保健衛生所

岡崎市丸山町字龜山9-1

0564-21-0201



畜産総合センター

安城市篠目町古林30-6

0566-76-3369

種鶏場

西尾市一色町細川大岡

0563-72-7643



内水面漁業研究所

西ノ割56-6

0563-72-7643



衣浦東部保健所

刈谷市大手町1丁目12

0566-21-4778



西尾保健所

西尾市寄住町下田12

0563-56-5241



西三河建設事務所

岡崎市明大寺本町1-4

0564-23-1211

(代表)

西尾支所

西尾市熊味町北十五夜21-1

0563-56-0145



知立建設事務所

知立市上重原町蔵福寺124

0566-82-3111



西三河教育事務所

岡崎市明大寺本町1-4

0564-23-1211

(代表)



安全で良質な
農林水産物の
生産と供給の確保

県産農林水産物の
適切な消費と利用
の促進

自然災害から
守られ、
緑と水に恵まれた
生活環境の確保